

合併の期日の変更について

1. 変更内容

「合併期日は、平成17年4月1日とする。」を「合併期日は、平成17年10月1日とする。」に改める。

2. 変更理由

申請の手続き上、2町の合併は、4月1日の合併期日に間に合わなくなったため、財政事情等を勘案し、可及的速やかに合併効果が発揮できるよう、現段階で最も早い合併の期日とする。

最も早い廃置分合申請の手続き

現行合併特例法による合併は、合併関連議案を各町議会で議決後、3月末までに県へ廃置分合の申請をする必要があります。

県は、国と協議し、総務大臣の同意を得た後、6月県議会で合併議案を議決し、その後、正式に総務大臣に届出することになります。

総務大臣の官報告示により、合併の効力が発生します。これを受け、県は、9月の県議会で合併関連の県条例を改正することになります。

よって、合併期日は9月県議会後の10月以降となるため、丁度下半期の始めの日である10月1日が適当と思われます。

3. 根拠

「市町村の合併の特例に関する法律」(合併特例法)の適用

平成17年3月31日までに市町村の議会の議決を経て県に合併申請を行い、平成18年3月31日までに合併を行えば現行の合併特例法の規定を適用できる。

【参考法令】

「市町村の合併の特例に関する法律」(附則第2条第2項)

2 前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた地方自治法第7条第1項又は第3項の規定による申請(以下「合併申請」という。)に係る市町村の合併については、この法律(第5条の5から第5条の39まで並びに次条及び附則第2条の3の規定を除く。)は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成18年3月31日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、この限りでない。